

広告

# 2024年 相続・贈与が大きく変わる

## 生前贈与のルール改正で 相続税対策の見直しも

相続税の非課税枠である基礎控除が2015年に縮小されたことにより、亡くなった人の数に対して遺族が相続税を負担する割合は4%台から大きく上昇した。22年には9.6%と約1割のケースで税負担が生じており、富裕層でなくても相続税対策が求められる時代になっている。24年は相続・贈与に関する大きな税制改正があり、対応するには専門家のサポートが欠かせない。そこで、今から取り組むべき相続対策、税制改正の対応について、代表税理士の清田幸弘氏にお話を伺いました。

### 生前贈与のルール改正で 相続税対策の見直しも

2024年に大きく変わったのが「相続時精算課税」制度だ。18歳以上の子または孫が60歳以上の祖父または祖母から生前贈与を受けるとき、管轄の税務署に「相続時精算課税届出書」を提出すると、2500万円までの贈与は贈与税が非課税になり、2500万円超の部分は一律20%課税となる。贈与は何回かに分けて行うことができるが、その都度申告書の提出が必要。贈与した人が亡くなったとき、この制度を使った贈与財産は相続財産に加えて相続税額を計算するため、基本的には相続税の負担は軽減されない。だが、相続財産に計算される贈与時の価格が適用されるため、今後の区画整理や都市開発事業で地価が上がるの見込まれる土地や、値上がりが見込める株式などの贈与にこの制度を利用すると

### 相続税の対策につながる

今回の税制改正では相続時精算課税に年110万円の基礎控除が新設され、基礎控除の範囲内の贈与であれば、申告は不要で相続財産への加算もされないこととなった。さらに、この制度を使って贈与を受けた土地、建物、災害により一定以上の被害を受けて資産価値が下落した場合は、被害を受けた金額を控除して相続財産に加算するとされた。こうした変更によって、この制度の利用が増える予測される。

生前贈与を活用した相続税の節税策として広く使われているのが「暦年贈与」だ。1月1日から12月31日の間に受けた贈与が110万円までなら贈与税が課されないため、110万円の贈与を繰り返して行うことで資産を減らし、相続税の課税対象を少なくすることができ、ただし、相続前3年間に贈与した財産は相続財産に加算される。

これを「生前贈与加算(相続財産への持ち戻し)」という。今回の税制改正で、27年1月1日以降の相続から持ち戻しの期間が徐々に延長され、31年1月1日以降の相続については7年となる。ただし、延長された4年間に受けた贈与財産については、相続財産への加算に際して110万円を差し引くことができる。

相続はいつ起こるかかわからないので、持ち戻し期間が延長されると暦年贈与の効果が薄くなることもありうるが、持ち戻しの対象となるのは贈与した人の推定相続人(子や配偶者など)なので、それ以外の、例えば孫や、子の配偶者などへの暦年贈与なら、加算期間延長の影響は受けにくい。

生前贈与には資産を現役世代へ移転させ経済の活性化を促す効果があり、そのために設けられた贈与税優遇策もある。「住宅取得等資金の贈与の特例」はその一つだ。マイホームの新築・購入、増築に充てる資金を祖父母や父母から贈与された場合、一定の要件を満たすと良質な住宅は1000万円まで、それ以外の住宅は500万円まで、贈与税が非課税になる。良質な住宅とは、一定の耐震性能、省エネ性能、バリアフリー性能のいずれかを有する住宅をいう。今回の改正で、この特例の適用期限が3年間延長されて26年12月31日までとなった。

今年には相続時精算課税と暦年課税の双方に大きな見直しがあり、住宅取得等資金の贈与の特例も延長された。生前贈与による相続税の節税対策を考えると、制度や特例を比較して慎重に検討する必要がある。改正によってルールが複雑になった面もあるが、相続税対策は相続に関する専門家のアドバイスを受けるべきだ。

長された。生前贈与による相続税の節税対策を考えると、制度や特例を比較して慎重に検討する必要がある。改正によってルールが複雑になった面もあるが、相続税対策は相続に関する専門家のアドバイスを受けるべきだ。

長された。生前贈与による相続税の節税対策を考えると、制度や特例を比較して慎重に検討する必要がある。改正によってルールが複雑になった面もあるが、相続税対策は相続に関する専門家のアドバイスを受けるべきだ。

定例セミナー開催 **要予約** ※定例セミナーは1回1回の開催です。

## テーマ「相続2024年問題」

生前贈与に関するルール、マンションの評価方法、相続登記の義務化等の詳しい改正点や対策方法を解説します。

日時: **7月24日(水) 14:00~16:00**  
(セミナー14:00~15:00 個別相談15:00~16:00)

会場: **新横浜セミナールーム**  
神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目4番1号 日本生命新横浜ビル6階

随時開催 **要予約**

## 税務無料相談会

相続に関するご相談を専門の相談員が承ります。当日はより具体的なご提案をお送りするために、財産の概算額がわかるもの(メモ書きでも可)・固定資産税の課税明細書・確定申告書をお持ちください(要予約)。

日時: **毎週火曜日** ①9:30-10:30 ②13:00-14:00 ③16:00-17:00  
会場: 東京丸の内事務所/町田駅前事務所/新松戸駅前事務所

日時: **毎週水曜日** ①9:30-10:30 ②13:00-14:00 ③16:00-17:00  
会場: 新宿駅前事務所/横浜駅前事務所/大宮駅前事務所

日時: **毎週木曜日** ①9:30-10:30 ②13:00-14:00 ③16:00-17:00  
会場: 池袋駅前事務所/武蔵小杉駅前事務所/新横浜駅前事務所

セミナー相談会のお問い合わせ、お申し込みは下記まで

**TEL.0120-48-7271**  
平日 9:00-18:00 土曜日 9:00-18:00 日曜・祝日 10:00-17:00

<https://www.landmark-tax.com/>

ランドマーク税理士法人は、相続相談2万5,000件、相続税申告8,500件超の実績を誇る、相続税申告・生前贈与・各種税務申告の専門税理士事務所です。東京・神奈川・埼玉・千葉を中心に15拠点を展開。国税局OBなど500人を超える相続税に強い社員が相続をサポートします。初回の相談は無料です(60~90分)。

ランドマーク税理士法人は、相続相談2万5,000件、相続税申告8,500件超の実績を誇る、相続税申告・生前贈与・各種税務申告の専門税理士事務所です。東京・神奈川・埼玉・千葉を中心に15拠点を展開。国税局OBなど500人を超える相続税に強い社員が相続をサポートします。初回の相談は無料です(60~90分)。

## 相続に詳しい税理士に相談するのが第一歩

相続対策や事業承継対策を考へるには税制改正に対する正しい知識と理解が求められ、相続に関するプロフェッショナルによるサポートは不可欠だ。

相続に特化した専門家集団であるランドマーク税理士法人は、25年以上にわたって相続の相談に応じている。累計8千件超という国内トップクラスの相続税申告実績があり、スタッフは500名を超える。相続税額に大きく影響する不動産の評価にも専門のノウハウを持ち、相続税額に大きく影響する不動産の評価にも専門のノウハウを持ち、司法書士、弁護士、不動産鑑定士などの専門家とも連携して、相続に対する総合的な支援を行っている。

税理士への相談は敷居が高いように感じられるが、ランドマーク税理士法人が実施している無料のセミナーや税務相談会なら気軽に参加できるだろう。相続対策は対応が遅れるとできることが限られてくるので、専門家に相談して早めに取り組むことが大切だ。

相続問題や不動産相続に関する相談対応、確定申告、相続税申告業務に精通している。相続税対策の専門家としてサポートいたします。

相続問題や不動産相続に関する相談対応、確定申告、相続税申告業務に精通している。相続税対策の専門家としてサポートいたします。

## QuizKnock 主催 ハイスクールクイズバトル WHAT 2024

ランドマーク税理士法人は、高校生以下のクイズ大会を通して、「難しい税務知識を、より楽しく伝える・学んで頂けるように」という思いから、メインスポンサーに就任させていただきました。



主催のQuizKnock(クイズノック)は、東大クイズ王・伊沢拓司氏が中心となって運営する、エンタメと知を融合させたメディアになります。YouTubeチャンネル登録者は223万人を突破。(2024年6月時点)



今年には相続時精算課税と暦年課税の双方に大きな見直しがあり、住宅取得等資金の贈与の特例も延長された。生前贈与による相続税の節税対策を考えると、制度や特例を比較して慎重に検討する必要がある。改正によってルールが複雑になった面もあるが、相続税対策は相続に関する専門家のアドバイスを受けるべきだ。

テリー伊藤とのコラボ番組配信中!

**コラボ相続**

YouTube更新中

専任税理士が最新の税務情報を解説!

今年には相続時精算課税と暦年課税の双方に大きな見直しがあり、住宅取得等資金の贈与の特例も延長された。生前贈与による相続税の節税対策を考えると、制度や特例を比較して慎重に検討する必要がある。改正によってルールが複雑になった面もあるが、相続税対策は相続に関する専門家のアドバイスを受けるべきだ。

## ランドマーク税理士法人は相続・事業承継・資産承継の専門家集団として総合的にサポートします。

<p>公認会計士・税理士 <b>清田 幸佑</b></p> <p>その後の「ランドマーク」税理士大動脈</p>	<p>税理士 <b>平塚 一成</b></p> <p>その後の「ランドマーク」税理士大動脈</p>	<p>税理士・不動産鑑定士 <b>松本 豊</b></p> <p>その後の「ランドマーク」税理士大動脈</p>	<p>元園税理士事務所 税理士 <b>元園 慎吾</b></p> <p>その後の「ランドマーク」税理士大動脈</p>	<p>元園税理士事務所 税理士 <b>石丸 正裕</b></p> <p>その後の「ランドマーク」税理士大動脈</p>	<p>元園税理士事務所 税理士 <b>小倉 正裕</b></p> <p>その後の「ランドマーク」税理士大動脈</p>	<p>税理士・行政書士 <b>清田 幸弘</b></p> <p>その後の「ランドマーク」税理士大動脈</p>	<p>元園税理士事務所 税理士 <b>金子 守</b></p> <p>その後の「ランドマーク」税理士大動脈</p>	<p>元園税理士事務所 税理士 <b>大坂 裕彦</b></p> <p>その後の「ランドマーク」税理士大動脈</p>	<p>元園税理士事務所 税理士 <b>岡山 敦</b></p> <p>その後の「ランドマーク」税理士大動脈</p>	<p>税理士 <b>永瀬 寿子</b></p> <p>その後の「ランドマーク」税理士大動脈</p>	<p>公認会計士・税理士 <b>植松 務</b></p> <p>その後の「ランドマーク」税理士大動脈</p>	<p>税理士 <b>杉山 貴紀</b></p> <p>その後の「ランドマーク」税理士大動脈</p>
---	---	---	--	--	--	--	---	--	---	---	--	---

お問い合わせ **TEL.0120-48-7271** ランドマーク税理士法人 検索 <https://www.landmark-tax.com/>

平日 9:00-18:00 土曜日 9:00-18:00 日曜・祝日 10:00-17:00 ※一部例外あり

ランドマーク税理士法人グループ  
【本部】東京都千代田区丸の内2丁目5番2号三層ビル9階  
【代表】清田 幸弘 【設立】1997年 【支店】新宿、池袋、町田、みなとみらい、横浜駅前、横浜、新横浜、武蔵小杉、大宮、新松戸、湘南台、朝霞台、朝霞